

市営住宅などの入居者



【募集住宅名】川内地域、宮下市営、桜井、後牟田、湯田一般、東郷地域、下甕地域、手打松下川一般、【応募締切】7月25日(木)必着、【応募方法】平野商事(株)市営住宅管理事務所(鹿児島相互信用金庫川内中央支店前)および各支所産業建設課に備え付けまたは市ホームページにある申込書に必要事項を記入の上、直接または送付で応募、【抽選日】7月29日(日)10時から、【抽選場所】希望する住宅を所管する本庁または各支所、【募集する住宅】変更になることがありません、*入居の準備ができてからの入居案内となります、*詳しくは、募集案内をよくお読みください、【応募・問合せ】川内地域、平野商事(株)市営住宅管理事務所、(25)1900、その他の地域、各支所産業建設課

相談



無料調停相談会、【時】7月20日(土)10時~15時、【所】中央公民館、【相談員】民事調停委員・家事調停委員、【内容】交通事故による損害賠償、土地建物の売買、金銭の貸借、土地の境界などをめぐる民事上のもめごとや、婚姻、離婚夫婦関係・親子関係、扶養、相続などに関する家族・親族間のもめごとなどについての調停に関する相談、【問合せ】鹿児島地方裁判所・家庭裁判所川内支部、(22)2154、行政書士による無料相談【要予約】、お悩みの方は、お気軽にご相談ください、【時】7月21日(日)10時~15時、8月4日(日)10時~15時、【所】プラッセだいわ川内店2階 会議室(天倉町)、【内容】相続、贈与、遺言、金銭貸借など契約全般、成年後見、財産管理、離婚、交通事故などの損害保険請求、行政手続全般支援

特設人権相談所開設

鹿児島地方務局川内支局と川内人権擁護委員協議会による無料の相談所が開設されます。お気軽にご相談ください、【時・所】7月30日(火)11時~16時・上甕老人福祉センター、7月31日(水)10時~15時・里支所相談室、【問合せ】鹿児島地方務局川内支局、(22)2300、里支所市民生活課市民生活G(内線321)、上甕支所市民生活課市民生活G(内線331)、巡回児童相談、【時】8月20日(火)・21日(水)、【所】里支所市民相談室・上甕老人福祉センター・鹿児島公民館・下甕健康管理センター、【内容】療育手帳の(再)判定、特別児童扶養手当の診断に関することなど、【対象】18歳未満の児童生徒、【申込締切】7月26日(金)、【申込方法】電話

*電話予約者を優先します。【予約・問合せ】行政書士民事法務研究会事務局、099(253)0911

【申込・問合せ】本庁障害・社会福祉課障害福祉G(内線2161)または甕地域支所市民生活課、若者自立支援相談、不登校者、高校中退者、ニート、フリーター、ひきこもり経験者などの若者に個別、継続的な進路就職に関する相談を行い自立を支援します、【時】毎月第2・第4木曜日13時~15時、【所】ハローワーク川内、【対象】15歳~39歳までの当事者とその家族、【相談料】無料、【予約・問合せ】かごしま若者サポートステーション、099(297)4949

お知らせ

国民健康保険

被保険者証の更新

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は、本年7月31日です。8月1日からは使用できませんのでご注意ください。新しい被保険者証は7月31日までに送付します。*新しい被保険者証の有効期限は、平成25年8月1日~平成26年7月31日までです。

8月は高齢受給者証の更新時期です

70歳以上75歳未満の方が医療機関などで受診される場合に、必要となる「国民健康保険高齢受給者証」が8月で更新されます。現在、高齢受給者証をお持ちの方には7月31日までに新しい受給者証を送付します、【問合せ】本庁保険年金課国保G(内線2841~2843)、または各支所市民生活課

低線量CTによる

肺がん検診費用一部助成

肺がんは、本県のがんによる死因の第1位です。県では、肺がんの早期発見に有効な低線量CTによる検診を、多くの方に受診していただけるよう、検診費用の一部を助成しています。【対象】県内に住所を有する50歳以上の方

既存住宅改修補助金申請 第2回募集延期のお知らせとおわび

広報薩摩川内4月10日号23ページに掲載した「平成25年度既存住宅改修補助金」の申請受付について変更があります。第2回募集を7月29日から行う予定でしたが、10月中旬に延期することになりました。詳細については、9月25日号の広報薩摩川内および市ホームページにてお知らせします。【問合せ】本庁建築住宅課建築指導G(内線3643)、おわびと訂正、広報薩摩川内6月10日号25ページに掲載した「川内川宮里公園施設利用有料化のお知らせ」の記事中に誤りがありましたので、おわびして訂正します、【訂正前】*別途消費税が加算、【訂正後】消費税の加算は無し、【問合せ】本庁広報室広聴広報G(内線633)

電子証明書を

ご利用の皆さまへ

公的個人認証サービスシステムの更新作業に伴い、次の期間市民課窓口での電子証明書の発行・失効手続きができなくなります。あらかじめご了承ください。【期間】7月29日(月)~30日(火)、*詳細は公的個人認証サービスポータルサイト(http://www.jpki.go.jp)をご覧ください。【問合せ】本庁市民課住民G(内線2544)

夏の交通事故防止運動

7月21日(日)から30日(火)までの10日間「鹿児島島の夏! マナーが輝く 快適ロード」をスローガンに、夏の交通事故防止運動が実施されます。ルールとマナーを守り、交通事故防止に努めましょう。*最重要項目、高齢者の交通事故防止、故防止、重点項目、①飲酒運転・暴走など無謀運転の根絶、②子どもの交通事故防止

【申込・問合せ】本庁障害・社会福祉課障害福祉G(内線2161)または甕地域支所市民生活課

【申込・問合せ】本庁障害・社会福祉課障害福祉G(内線2161)または甕地域支所市民生活課

③交差点での交通事故防止、④全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、⑤自転車の安全利用の推進、【問合せ】本庁防災安全課危機管理G(内線4932)、戦没者遺児による慰霊友好親善事業、一般財団法人日本遺族会では、先の大戦で父などを亡くした戦没者遺児を対象に「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」を行っています、【参加料】9万円、【対象】今回の事業実施地域(フィリピン他)にて、父などを戦争で亡くした戦没者遺児、*詳しくは、お問い合わせください。

関で提示することにより、1つの医療機関における窓口負担が高額療養費の自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の方については、自己負担限度額と入院時の食事代を減額する限度額適用・標準負担額減額認定証があります。限度額適用認定証などをご利用の方は問合せへ申請してください。

Table with 3 columns: 対象 (国民健康保険被保険者, 国民健康保険高齢受給者), 交付の条件 (申請時に国民健康保険税に滞納がないこと, 世帯主と国民健康保険加入者全員が平成25年度市民税が非課税であること), 手続きに必要なもの (国民健康保険被保険者証, 領収書)

*必要書類は、認定対象者分をお持ちください。*市民税非課税世帯で過去1年間の入院日数が90日を越える場合は、そのことが確認できる領収書などが必要となります。

【申請受付】7月10日(水)から事前受付開始、*限度額適用認定証は、8月1